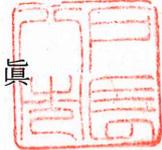


八 環 保 第 25 号  
令和 2 年 4 月 13 日

八戸中央建設業協会 様

八戸市長 小林 眞



解体工事等における PCB 電気機器の確認について（依頼）

日頃より当市の廃棄物行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、PCB 廃棄物（PCB 使用製品を含む。以下同じ。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により期限内での確実な処分が義務付けられており、当市では建物所有者に対し PCB 廃棄物の掘り起し調査を実施しているところです。

解体工事等に当たり、PCB 含有の有無を確認せずに、PCB が含まれている電気機器を廃棄・リサイクルすると違法となります。また、PCB 廃棄物は、法令により譲り受け・譲り渡しが禁止されており、PCB 廃棄物を許可なく引き取り、元請業者の廃棄物として処分することは違法となります。

よって、PCB 電気機器が存在する可能性がある建物を解体等する際には、PCB 電気機器が残っていないか確認が必要である旨、貴下会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

また、周知用チラシを同封いたしましたので、御活用ください。なお、このチラシは、一般家庭の住宅を除く解体工事等について建設リサイクル法の届出があった際、建築指導課で配布することとしておりますので申し添えます。

八戸市環境部環境保全課  
廃棄物対策グループ 技査 釜石倫行  
TEL : 0178-51-6195